

令和6年度

住民税等のお知らせ

中野区

特別区民税・都民税・森林環境税

税金は納付期限までに納めましょう！
●第1期分 6月末(7/1) ●第2期分 8月末(9/2) ●第3期分 10月末(10/31) ●第4期分 翌年1月末(1/31)
納税困難な方はご相談ください
徴収猶予等のご相談を承りますので、別記「納税が困難な場合について」のとおり窓口等でご相談ください。

住民税等の納付方法について（キャッシュレス決済）

※下記のキャッシュレス決済により納付した場合は、領収証書は発行されません。

納付種別	概要								
1 口座振替	振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。 ①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印（金融機関届出印）のうえ税務課収納係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします（このお知らせに同封している場合もあります）。 ②スマートフォンによる申込み 三菱UFJ銀行ほか一部地方銀行ではスマートフォンを使用して AIRPOST （Web口座振替受付サービス）でもお申し込みできます。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。								
2 ATM	ペイジー納付 ペイジーマーク が印刷された納付書を使用し、 の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。								
3 クレジットカード	①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。 ②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。 ①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。（決済手数料は中野区の収入になるものではありません。） <table><tr><th>納付金額</th><th>決済手数料（税込）</th></tr><tr><td>1円～5,000円</td><td>27円</td></tr><tr><td>5,001円～10,000円</td><td>82円</td></tr><tr><td>10,001円～20,000円</td><td>165円</td></tr></table> ※以降、10,000円増えるごとに110円（税込）加算	納付金額	決済手数料（税込）	1円～5,000円	27円	5,001円～10,000円	82円	10,001円～20,000円	165円
納付金額	決済手数料（税込）								
1円～5,000円	27円								
5,001円～10,000円	82円								
10,001円～20,000円	165円								
4 インターネットバンキング	①ペイジー納付 ペイジーマーク が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。 ②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。								
5 スマートフォン決済アプリ	納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です（PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください）。 LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ、FamiPay、PayB、楽天銀行アプリの9種類のアプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下（FamiPayは10万円以下）の場合に利用可能です。 ※利用方法について、詳しくは各アプリ事業者のホームページをご覧ください。								

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「住民税の納税」（くらし・手続き／税金／住民税の納税／住民税の納税 から）
◎納付方法に関する問い合わせは 収納係 TEL 03-3228-8920



納税が困難な場合について

納付期限までに納税が困難な場合には、必ずご相談ください
窓口での相談以外に電話、郵便、電子申請等がご利用できます。
詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「納税相談」の欄をご覧ください。
※納付期限を経過すると延滞金が発生する場合があります。
※納付期限を経過している納付書は、ご使用になれない場合があります。

納税相談のための延長・休日窓口を開設しています（祝日・年末年始を除きます）
延長・休日窓口は事前予約制です。希望日の1週間前までに予約が必要です。
詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「延長窓口・休日窓口」の欄をご覧ください。
なお、納税相談のみの受付です。ご納付はできません。
<開設日時> ●毎週火曜日午後8時まで ●毎月第3日曜日午前9時～午後4時まで
<場所> 区役所2階税務課窓口（11番窓口）

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「住民税の納税」（くらし・手続き／税金／住民税の納税／住民税の納税 から）
◎納税が困難な場合のご相談は 納税係 TEL 03-3228-8924



課税・納税証明書が必要な方は

取得方法	窓口申請	郵送申請	コンビニ交付
申請できる人	本人（または区内在住で同一世帯の家族） 代理人（委任状が必要）	本人のみ	区内在住でマイナンバーカードを持っている人
申請場所	区役所戸籍住民課証明係 地域事務所	区役所戸籍住民課証明係	コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）
交付時間	月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時 【区役所のみ↓】 毎週火曜日：午後8時まで（祝日・年末年始を除く） 毎週日曜日：午前9時～午後4時（原則毎週。ただし年末年始、システム保守の場合などを除く）		午前6時半～午後11時 （年末年始、保守点検日を除く）
手数料	1通につき 300円		1通につき 200円

※他に、区役所での電話予約による夜間・休日の申請・交付やインターネット申請（電子申請）があります。
それぞれの申請に必要な書類や詳しい手続き方法などは、下記によりご確認ください。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
「区役所で発行する税証明書」（くらし・手続き／申請書ダウンロード／国保・年金・税金／税金 から）
◎税証明の申請に関する問い合わせは 戸籍住民課証明係 TEL 03-3228-5506



令和6年度からの税制改正の主な内容

定額減税
前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税者について、本人及び配偶者を含む扶養親族1人につき1万円の定額減税が実施されます。（ただし、所得割の額が限度です。）
実施方法について、普通徴収分は第1期分から定額減税分を控除します。第1期で控除できない分は第2期以降で順次控除します。年金特別徴収分は10月分から定額減税分を控除します。10月で控除できない分は12月以降で順次控除します。

均等割の特例の終了
東日本大震災を踏まえ防災施策の財源確保のために引き上げていた均等割額が、特別区民税3,000円、都民税1,000円に戻ります。

森林環境税（国税）の導入
年額1,000円の森林環境税（国税）が住民税と一緒に課税されます。森林環境税の制度の内容については、林野庁や総務省のホームページをご覧ください。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとされました。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の方は対象外となります。

◎税制改正に関する問い合わせは 課税係 TEL 03-3228-8913、03-3228-8917

